

令和6年度 「清里小 よいこの暮らし」見直し計画

生徒指導担当

1 目的

- (1) 児童が「よいこの暮らし」の見直しに関わることで、自分たちのきまりは自分たちでつくって、自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる力を育成する。
- (2) 「よいこの暮らし」を、人権尊重の精神に立った内容・表現のものにする。
- (3) 「よいこの暮らし」で、社会通念上、合理的でないきまりを改める。

2 参加者

児童・保護者・教職員・地域人材（学校運営協議会）

3 方法

- ①学校が、見直しについて方針等を決定
- ②校長が、学校運営協議会で見直しについて予告
- ③児童が、見直したい項目について学級で話し合う。【3～6年】
- ④学校が、生徒指導部会で検討項目を決定する。
- ⑤児童が、決定した検討項目について、どのように変更するか、しないか、話し合う。【全学年】
- ⑥（学校が、保護者に決定した検討項目について、アンケートをとる。）←令和7年度から実施
- ⑦児童が、代表委員会（特設）で児童の意見をまとめる。
- ⑧学校が、職員会議で協議する。
- ⑨校長が、最終判断を行う。
- ⑩校長が、学校運営協議会で報告
- ⑪学校が、児童へ決定事項を周知する。
- ⑫学校が、保護者へ決定事項を周知する。
- ⑬決定事項の実施
- ⑭学校が、決定事項について不備があれば再検討を行う。

4 スケジュール及び方法との関連

	児童	保護者	地域人材	学校
6月				①見直しについて、方針等を決定
7月			②学校運営協議会で見直しについて予告	
9月	③学級で話し合う。 （どの内容について検討したいか）【3～6年・9/17(火)まで】			④生徒指導対策委員会で検討項目決定【9/19(木)】
10月	⑤学級で話し合う。 （どのように変更するか）【全学年 11/8(金)まで】	⑥アンケートを実施 ↑来年度(R7)から実施		
11月	⑦代表委員会開催。児童の意見をまとめる。 【11/27(木)】			⑧職員会議で協議【12/2(月)】 ⑨校長が最終判断
12月		⑫保護者に周知	⑩学校運営協議会で報告	⑪児童に周知
1月～3月				⑬決定事項の実施 ⑭決定項目について、不備があれば、再検討を行う。